

宮城県と行政手続に関する包括連携協定を締結しました

本会は、5月15日に宮城県と行政手続に関する包括連携協定を締結しました。

昨夏宮城県に、コロナのワクチン接種会場を使用した「マイナンバーカード普及促進」の機会を設けていただいた等のご縁により、これまで続けてきた協定締結に向けての協議を行政書士議員連盟、兼業議員協議会のご尽力により加速し、令和5年度がスタートして間もない時期に締結できたことは、本会にとりまして大変意義ある機運につながりました。

宮城県庁での締結セレモニーでは、村井嘉浩宮城県知事は「多様化する行政ニーズに迅速かつ効果的に対応するには、行政書士会との関係が何よりも不可欠と認識しているため、是非とも一層の連携を進めたい。」と述べられ、本会の佐々木会長は「行政手続きと連携業務との親和性と行政、市民、本会の『三方良し』の関係構築」に触れられ、思いの共有が図られました。

本会と県内の自治体との協定締結の数は、宮城県を含めて「9自治体」に及びます。宮城県との締結は許可権者としての業務への支援や幅広く市町村とつながりを築くことができる可能性を秘め、また、行政書士会ならではの日常生活、災害時を問わずに、国民の権利利益の実現に寄与できるものと確信しております。

